

事 務 連 絡
令和元年 11 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室
障 害 福 祉 課

障害者（児）の皆様及び事業者の皆様向けリーフレットの送付について

平素より、障害福祉行政に特段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年台風第 19 号による災害により被災された方々の障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて、説明のための資料（事業所・利用者向けリーフレット）を別添のとおり作成しました。

つきましては、リーフレットについて管内市町村に対し周知を図っていただくとともに、障害福祉サービス等事業者など関係者への周知・広報に御活用下さいますようお願いいたします。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【茨城県】水戸市 古河市 常総市 つくば市 ひたちなか市 常陸大宮市 筑西市
神栖市 城里町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに

支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを

か 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に

れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【岩手県】久慈市 陸前高田市 釜石市 山田町 洋野町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

う

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスをか 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に 令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【宮城県】 仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 登米市
栗原市 大崎市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 川崎町 丸森町
亘理町 利府町 大和町 大郷町 涌谷町 美里町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゆきゆうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゆきゆうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【群馬県】前橋市 高崎市 太田市 嬬恋村 大泉町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【埼玉県】さいたま市 川越市 所沢市 東松山市 春日部市 狭山市 深谷市 越谷市
朝霞市 三郷市 日高市 吉川市 子鹿野町 美里町 神川町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の支給決定手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

つか

障害福祉サービスを使うことができます。

じゅきゅうしゃしょう

う

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【山梨県】 富士吉田市 甲州市 中央市 昭和町 道志村

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【新潟県】 三条市 阿賀野市 刈羽村

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【神奈川県】川崎市 相模原市 平塚市 藤沢市 茅ヶ崎市 厚木市 伊勢原市
南足柄市 箱根町 湯河原町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

- ・氏名
- ・生年月日
- ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【静岡県】 函南町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。



被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【千葉県】銚子市 館山市 東金市 君津市 南房総市

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

う

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【長野県】長野市 須坂市 中野市 飯山市 塩尻市 千曲市 大町市 飯田市

佐久穂町 富士見町 小布施町 信濃町 白馬村 大桑村

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを受けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに 支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスをか 変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に 令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【東京都】大田区 世田谷区 北区 板橋区 八王子市 調布市 狛江市 あきる野市
日の出町

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【栃木県】 宇都宮市 足利市 佐野市 日光市 那須塩原市 茂木町 小山市
那須烏山市

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受けることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゅきゅうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゅきゅうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん

じぎょうしょ

まどぐち

そうだん

くだ

市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しょくじだい

※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ

たいへん

とくべつ

てつづ

かんたん

雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health Labour and Welfare

被災された方々が 障害福祉サービス等を利用される際には下記の 点にご留意ください。

1. 受給者証の提示がなくてもサービスを提供できます。

被災により、利用者の方が受給者証を紛失又は自宅等に残したまま避難し、提示できない場合でも、利用者さんの

・氏名 ・生年月日 ・居住地

を確認し、障害福祉サービス等として取り扱います。

2. 利用者負担の免除や支払いの猶予があります。

被災された方で利用者負担のある方について利用者負担の免除や支払いの猶予がありますので、市町村に対象者の範囲などをご確認下さい。

障害福祉サービス事業所は利用料の額も含めた全額を請求してください。

※食費等については、従来どおり支払いを受けてください。

対象自治体

【福島県】福島市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 伊達市 猪苗代町 中島村
石川町 玉川村 浅川町 檜葉町 川内村 葛尾村

※上記以外の自治体についても免除される場合があります。詳細は各自治体にお問い合わせください。

3. 新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続で受け取ることができます。

通常の手続がとられない場合には、ご利用される方からの聞き取りなどで支給決定や支給決定の変更が行われます。

対象の方がいる場合は、市町村にご確認下さい。

4. 支給決定の有効期限が自動的に延長されます。

支給決定の有効期間が令和元年10月10日から令和2年3月30日までに切れる場合は、令和2年3月31日まで自動的に延長されます。

※ 上記の取扱いは、大雨の後、被災地域から他の市町村に避難された方も対象となります。

※ 上記は、補装具費(上記1及び4を除く。)の取扱いについても同様です。

じゆきゆうしゃしょう

受給者証などがなくても



令和元年11月

しょうがいふくし

障害福祉サービスを使うことができます。

つか

じゆきゆうしゃしょう

1. 受給者証がなくても サービスを受けることができます

う

これまで サービスを 受けていれば、 名前、 生年月日、 住所を 言えば、 サ
ービスを受けることができます。

いま

つか

じぎょうしょ

う

2. 今まで 使っていなかった 事業所からも サービスを 受
けられます。

いま

りょうりょう

はら

りょうりょう

3. 今まで 利用料を 払っていた人も 利用料を すぐに
支払わなくて 大丈夫です。

しちょうそん じぎょうしょ まどぐち そうだん くだ
市町村や 事業所の窓口で 相談して下さい。

しよくじだい
※食事代などは これまでどおりです。

あたら

ひつよう

ばあい

4. 新しく サービスを 必要とする 場合や サービスを
か ばあい しちょうそん まどぐち そうだん くだ
変える 場合は 市町村の 窓口に 相談して下さい。

あめ たいへん とくべつ てつづ かんたん くだ
雨で 大変な ときなので、 特別に 手続きを 簡単に しています。

いま

つか

きげん

じどうてき

5. 今まで 使っていた サービスの期限は、 自動的に
れいわ ねん がつ にち えんちょう
令和2年3月31日まで 延長されます。

※ おおあめ あと ほか しちょうそん ひと おな あつか
大雨の後、他の市町村 にいる人も 同じ 扱いになります。

※ ほ そうぐひ おな
3、4については補装具費も 同じです。